

資料2

令和8年度国民健康保険事業費納付金・ 標準保険料率の本算定結果について

山都町 健康ほけん課

令和8年2月27日(金)

子ども・子育て支援金制度

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）の納付ルートを活用して支援金を集める。
※ 介護保険も同様に医療保険制度の納付ルートを通じて40～65歳未満の保険料を集めている。
- 徴収した支援金はすべて支援納付金対象費用に充当することが法定されており、流用はない。

1. 支援金徴収の流れ



2. 支援納付金対象費用

- 児童手当の所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大等【R6.10～】
- 妊婦のための10万円給付【R7.4～】
- 育児休業時の手取り10割相当給付【R7.4～】
- こども誰でも通園制度【R8.4～】
- 育児期間中の国民年金保険料免除【R8.10～】 等

今回熊本県から提示されたもの

①納付金

県が医療費や所得水準に応じて決定した金額を、市町村が県に納めるもの。

②標準保険料率

各市町村が納付金を納めるために必要な保険料（税）の料（税）率で、県が標準的なルールにより示すもの。

他市町村と比較するための参考指標

令和8年度の納付金(本算定)

■納付金 5億1,791万円(▲4,104万円)

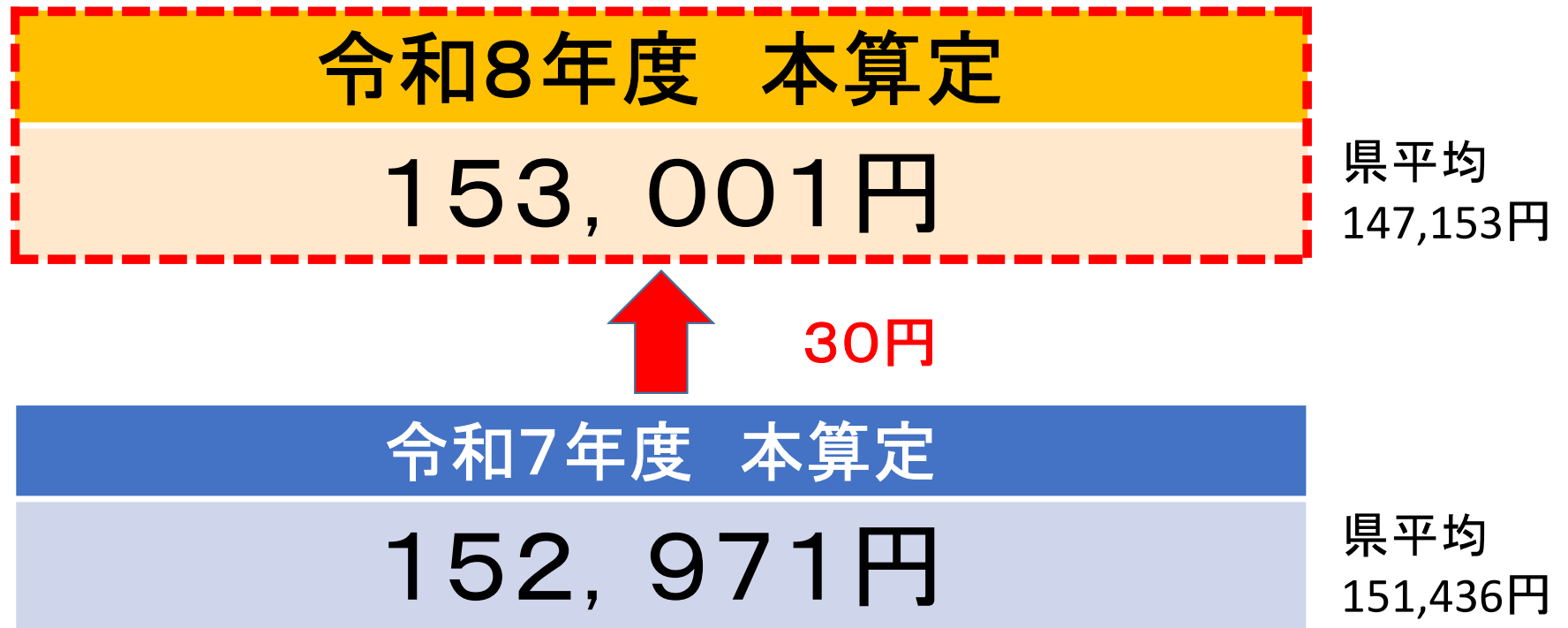
※令和7年度納付金:5億5,895万円

【R8納付金の内訳】

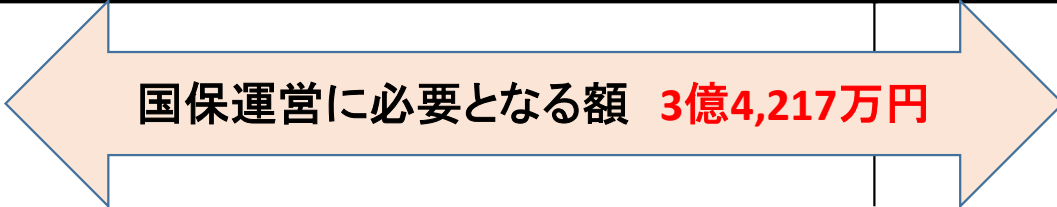
- ・医療分 3億4,391万円(▲5,644万円)
- ・後期支援金分 1億2,066万円(14万円)
- ・介護納付金分 4,297万円(489万円) ※ ()は対前年度比
- ・子ども支援分 **1,037万円 新規追加分**

○県全体で、R7本算定と比較し、被保険者数の減少等による保険給付費等の減少等及び公費(国)による支援額の維持により、納付金総額が減少した。R8年度から子ども子育て支援金が追加される。

山都町の1人あたり納付金(前年度との)比較



山都町の1人あたり納付金は、**前年度より30円の増額**となった。(高い方から県内5番目)

歳出	令和8年度納付金(本算定) 5億1,791万円		保健事業費
			3,068万円
		 国保運営に必要となる額 3億4,217万円	
歳入	公費(2億642万円)		保険税(当初予算ベース)
	一般会計繰入金	県支出金	
	1億4,922万円	5,720万円	3億5,503万円

※令和8年度は、事業費納付金の減少により、町が必要とする保険料収入が従来より少なくて済む状況となった。現行の保険税率で賦課した場合、県が算定した必要保険料総額を超える見込みです。

令和8年度 標準保険料率

山都町の標準保険料率(3-3-2-2方式)

	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	7.38%	3.05%	2.79%	0.31%
均等割	26,769円	11,113円	18,320円	1,584円
平等割	17,711円	7,352円	—	100円

※令和8年度は県繰越金を納付金に活用しているため、標記とは異なる。

※左記、100円については、18歳以上均等割

【参考】山都町の現行税率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	8.94%	3.12%	2.13%
均等割	26,300円	9,600円	13,600円
平等割	22,600円	8,000円	—

※子ども・子育て支援金制度は少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもに係る均等割額の10割を軽減し、対象となる子ども以外の被保険者で負担する。

山都町の1人あたり保険料(前年度との)比較



山都町の1人あたり保険料は、前年度より869円(▲0.73%)の減額となった。(高い方から県内14番目)